

日本年金機構 からのお知らせ



保険年金課 (☎372-3311・内線2122)

令和5年分社会保険料 (国民年金保険料)の 控除証明書が届きます

令和5年中に納めた国民年金保険料を証明する書類が送付されます。納付した全額が所得税と住民税の社会保険料控除の対象になります。配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その分も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告のときに原本が必要です。領収書などと一緒に、大切に保管してください。

送付時期 11月上旬

*10月3日以降に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、令和6年2月上旬に送付されます。

*マイナポータルとねんきんネットを連携済みで、電子送付を希望登録している方には、マイナポータルのお知らせにデータが送付されます。郵送はありません。

令和5年分公的年金等の 源泉徴収票が届きます

令和5年中に支払われた年金の総額や、年金から差し引いた所得税額などを知らせる源泉徴収票が送付さ

れます。確定申告のときに原本が必要で、大切に保管してください。対象 老齢年金を受給している方

送付時期 令和6年1月下旬
*障害年金・遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

このようなときは 手続きが必要です

◆年金を受け取る金融機関を変える
年金受給権者受取機関変更届を提出してください。

◆年金証書を紛失した・汚した
年金証書再交付申請書を提出し、再交付を受けてください。

提出先 新さつぽろ年金事務所
*変更届・申請書は、保険年金課や西部・大曲・西の里出張所にもあります。

保険料の収納業務を 委託しています

日本年金機構では、保険料の納付が確認できない場合、委託業者が電話や文書、戸別訪問で、納付や免除申請手続きなどの案内をしています。市内は(株)アイヴィジットが担当しています。

問い合わせ先

新さつぽろ年金事務所
(札幌市厚別区厚別中央
2条6丁目4番30号)
☎ 892-1631

11月30日は年金の日です!

年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。所得が少なく保険料の納付が困難な場合、未納にするのではなく保険料免除申請を行い、承認されれば納付が免除されます。

また、ねんきんネットを利用すると、パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録が確認でき、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンの試算をすることができます。ねんきんネットは、日本年金機構のホームページからご覧ください。二次元コードからも、アクセスできます。

